

○印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例

平成19年9月21日条例第22号

改正

平成22年3月17日条例第41号

令和元年10月3日条例第19号

印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例

(目的)

**第1条** この条例は、歩行喫煙、空き缶等の散乱の防止等に関し必要な事項を定め、市、市民等、事業者、土地所有者等が一体となって取り組み、もってきれいなまちづくりを推進し、清潔で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 土地所有者等 市内において土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所（公共施設の敷地を含む。）をいう。
- (5) 歩行喫煙 歩行中（自転車等走行中を含む。）に喫煙する行為をいう。
- (6) 空き缶等 飲食料等を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他簡易に投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (7) ポイ捨て 空き缶等を収納するために定められた場所以外の場所に捨てる行為又は置き去る行為をいう。
- (8) 飼い主 犬その他の動物の所有者（所有者以外の者が飼養保管する場合は、その者を含む。）をいう。
- (9) 飼い犬等 飼養保管される犬その他の動物をいう。

(市の役割)

**第3条** 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を総合的かつ計画的に実施するとともに市民等、事業者及び土地所有者等がきれいなまちづくりを推進するための活動を自主的に行うことができるよう、意識の啓発をしなければならない。

2 市は、第13条の活動について必要な支援を行わなければならない。

(市民等の役割)

**第4条** 市民等は、きれいなまちづくりに関する意識の向上を高めるとともに、屋外において相互に協力し、自主的に環境美化活動を行うよう努めるものとする。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第5条** 事業者は、従業員及び消費者に対してきれいなまちづくりに関する意識の啓発を図るとともに、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、環境美化活動の充実に努めるものとする。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の役割)

**第6条** 土地所有者等は、きれいなまちづくりに関する意識の向上を高めるとともに、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物にポイ捨てが行われないようにするため、適切な管理を行うよう努めるものとする。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止行為)

**第7条** 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公共の場所において歩行喫煙をすること。

(2) 次条第1項に規定する重点区域（以下「重点区域」という。）内において喫煙をすること。

(3) みだりにポイ捨てをすること。

(4) 飼い主にあつては、公共の場所又は他人が所有し、占有し、

若しくは管理する土地に飼い犬等のふんを放置すること。

(重点区域の指定)

**第8条** 市長は、歩行喫煙、ポイ捨て及びごみの散乱を防止し、きれいなまちづくりを推進することが特に必要と認められる公共の場所を、重点区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ、印西市環境審議会条例（平成元年条例第14号）に基づく印西市環境審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定により重点区域を指定したときは、規則で定めるところにより告示しなければならない。

4 前3項の規定は、重点区域を変更又は解除する場合について準用する。

(指導及び勧告)

**第9条** 市長は、重点区域以外の区域において第7条の規定に違反している者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(命令)

**第10条** 市長は、第7条第2号及び重点区域内において同条第3号の規定に違反している者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入調査)

**第11条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(職員による指導、勧告、命令、過料手続及び質問)

**第12条** 市長は、その指定する職員に第9条の規定による指導若しくは勧告、第10条の規定による命令及び第15条の規定による過料を科するための手続を行わせ、又はこの条例の施行に必要な限度において、関係者に対し質問させることができる。

(クリーン印西推進デー)

**第13条** 市民等、事業者、土地所有者等の一層の環境美化に対す

る理解を深め、きれいなまちづくりを推進するため、規則で定める日をクリーン印西推進デーとし、日常的な実践活動に努めるものとする。

(委任)

**第14条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

**第15条** 第10条の規定による命令に違反した者は、規則で定める金額の過料に処する。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月15日から施行する。ただし、第15条の規定は、平成20年4月1日から施行する。  
(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)
- 2 印旛村及び本埜村の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、印旛村環境美化推進に関する条例(平成12年印旛村条例第40号)又は本埜村まちをきれいにする条例(平成20年本埜村条例第26号)(以下これらを「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 編入日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

**附 則** (平成22年3月17日条例第41号)

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

**附 則** (令和元年10月3日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例の規定は、この条例の施行の日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。